



菊川市感震ブレーカー設置事業費補助金制度のお知らせ

< 感震ブレーカーって何ですか？ >

感震ブレーカーは地震の揺れを感じた後、約3分程度経過した後に自動的に電気を遮断する装置です。地震による停電の後、電気が復旧したときに、切れた電線がショートしたり、スイッチを入れたままだった電化製品から出火するなど、思いもよらない火災が発生することがあります。（※地震災害時発生する火災の約6割は電気火災です。）

菊川市では、このような火災から生命及び財産を守るため、感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費の一部を補助しています。

< 補助の対象者はどうなっていますか？ > ※令和4年度より対象が拡大されました。

菊川市にお住まいの下記のいずれかに該当する世帯

- ・ 65歳以上の高齢者の属する世帯（65歳以上の高齢者が1人でもお住まいであれば対象となります。）【拡大】
- ・ 介護保険要介護認定の要介護度3以上の認定を受けている者の属する世帯
- ・ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯
- ・ 精神障害者保険福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯
- ・ 療育手帳A1、A2又はA判定の交付を受けている者の属する世帯

※ただし、アパートなどの賃貸住宅への設置については、所有者（大家さん）の同意が必要になります。また、申請については、当該住宅の居住者に限ります。

< 補助率（金額）はどうなっていますか？ >

感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費の2/3（1,000円未満切捨て）または上限額25,000円のいずれか少ない額です。

【例1】

設置費が40,000円だった場合は $40,000 \text{円} \times 2/3 = 26,666 \text{円}$ ですが、補助金の上限が25,000円のため、補助金額は25,000円です。

【例2】

設置費が35,000円だった場合は $35,000 \text{円} \times 2/3 = 23,333 \text{円}$ ですが、1,000円未満の端数は切り捨てますので、補助金額は23,000円です。

< その他 >

補助金の交付を受けるためには、工事を開始する前に申請が必要です。

その他詳細につきましては危機管理課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 菊川市役所 危機管理課 (TEL: 35-0923)